

第 8 回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1999年2月5日（金）10:30～11:00

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 閣僚委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁

原子力局

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

国際協力・保障措置課 江頭

資源エネルギー庁

原子力産業課 齊藤企画官

原子力発電安全企画審査課

黒谷統括安全審査官、津金、永田、小山

吉鋪専門委員

4. 議 題

- （1）「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」について（報告）
- （2）日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（一部補正）
- （3）その他

5. 配布資料

- 資料 1-1 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案要綱 他
- 資料 1-2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱 他日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について
- 資料 2-1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉設置変更許可申請（原子炉施設の変更）の概要について中長期事業計画（案）
- 資料 2-2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書補正比較表一添付書類の一部補正一中長期事業計画（案）の概要
- 資料 3-1 第 4 回原子力委員会臨時会議議事録（案）
- 資料 3-2 第 6 回原子力委員会臨時会議議事録（案）
- 資料 3-3 第 7 回原子力委員会定例会議議事録（案）

6. 審議事項

- (1) 「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」について（報告）

掲記の件について、事務局より資料1-1及び資料2-2に基づき本日の閣議で決定された旨報告があった。

- (2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について

掲記の件について、通商産業省より資料2-1及び資料2-2に基づき説明があった。これに対し、

・ どうして資料2-2のグラフの山の数に間違いがあったのか。

(通産省) コンピュータによる計算の途中で、データの入力ミスがあったが、これに会社も通産省も気づかなかった。相当の専門知識がないと、その図だけを見ても分からないものであった。品質管理の中で何重にもチェックしなければならない。

・ 使用済燃料は乾式貯蔵されるところであるが、強制空冷しているのか。

(通産省) 自然空冷だが、一定時間内の熱収支バランスも考えている。

・ 耐震クラスはどれくらいか。

(通産省) 貯蔵建屋はCクラス、貯蔵容器はS2。

・ この様な審査を原子力両委員会が一つ一つしっかりやっていくことが、国民の信頼に繋がる。

等の委員の意見及び質疑応答があり、本件については引き続き審議することとした。

- (3) 議事録の確認

事務局作成の資料3-1第4回原子力委員会臨時会議議事録（案）、資料3-2第6回原子力委員会臨時会議議事録（案）及び資料3-3原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

- (4) その他

藤家委員長代理より、

・ 原子力委員会は、2年後に内閣府に移ることを前提として議論を行う必要がある。この観点から、関係省庁の行政分野についてもなるべく広く取り上げて議論していきたい。

との発言があった。

なお、事務局より、次回は2月9日（火）の定例会議は休会とし、2月12日（金）に臨時会議を10：30より開催する方向で調整したい旨発言があった。